

令和4年6月1日
所沢労働基準監督署

建設業における時間外労働の上限規制の適用に向けた
働き方改革推進総合対策（所沢労働基準監督署）

1 目的

建設業においては、時間外労働の上限規制に関する規定が令和6年4月1日から適用されることとなっており、適用猶予期間中の長時間労働削減が求められているところである。

本対策は、こうした状況の下、工事施工者等の長時間労働削減に関する自主的な取組を促進するとともに、工事発注者等に対し、建設業における労働時間関係の法制度等の理解及び工事施工者等への配慮を求めることにより、建設業における時間外労働の上限規制が円滑に適用されるよう、所沢労働基準監督署（以下「署」という。）における具体的な取組を示すものである。

2 実施期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。
特に、上記期間中の12月を強調月間とする。

3 取組の対象

- (1) 主に建設業を営む事業場（以下「建設事業場」という。）及びその業界団体（以下、建設事業場と併せて「建設事業場等」という。）
- (2) 工事の発注を多く行う、いわゆるディベロッパー、ゼネコン、インフラを取り扱う企業及びその業界団体、公共工事を発注する機関並びに経営者団体等（以下「工事発注者等」という。）

4 建設事業場等に対する取組

(1) 周知する事項

ア 建設業における時間外労働の上限規制について

建設業において、令和6年4月1日から以下の時間外労働の上限規制が適用されること。

- (ア) 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として月 **45 時間・年 360 時間**までであること。
- (イ) 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも以下の a から d を満たすものであること。
 - a 時間外労働・・・年 **720 時間以内**
 - b 時間外労働＋休日労働・・・月 **100 時間未満**（※1）

- c 時間外労働+休日労働… 2～6か月平均80時間以内（※1）
- d 原則である月45時間を超えることができるのは年6か月までであること。

※1 災害の復旧・復興の事業に関しては適用されない。

- イ 年5日の年次有給休暇の確実な取得について
年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる必要があること。
- ウ 月60時間を超える時間外労働の割増賃金の適用について
中小企業（※2）では、令和5年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上となること。
※2 建設業における中小企業とは、資本金が3億円以下または常時使用する労働者数が300人以下である企業
- エ 各種支援策について
署においては、中小企業や小規模事業者等に対し、説明会の開催や個別訪問を行い、丁寧な支援を実施していること。
埼玉働き方改革推進支援センターを活用し、中小企業や小規模事業者に対し、無料相談等の支援を行っていること。
各種助成金の活用を促した支援を実施していること。
- オ その他
下請負人へのしわ寄せ防止、労働災害の発生状況や労働災害防止対策

（2）署における具体的な取組事項

- ア 説明会及び窓口等における周知
- イ 訪問支援等による個別の事業場への周知及び支援
- ウ 業界団体及び関係行政機関との連携
- エ 積極的な情報の発信

5 工事発注者等に対する取組

（1）理解を求める事項

- ア 建設業における労働時間関係の法制度等（上記4（1）アからウ）
- イ 工事施工者等が行っている自主的な取組
- ウ 下請負人へのしわ寄せ防止
- エ 工事施工者等に対する情報提供等（上記4（1）エ及びオ）

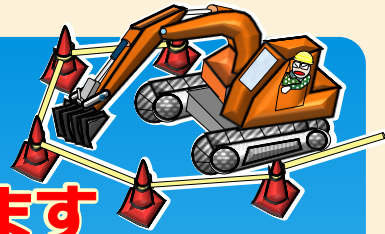
（2）署における具体的な取組事項

- ア 建設業における労働時間関係の法制度等の周知
- イ 業界団体及び関係行政機関との連携
- ウ 積極的な情報の発信

建設業の事業主の皆様へ

令和6年4月1日から

時間外労働の上限規制が適用されます



・ 所定労働時間の枠組みの見直し

・ 年次有給休暇の取得促進

・ 週休2日制の推進

・ 適正な工期の設定

・ 人材確保と育成など

早めの
お願い
の準備
を
いたします



3階 所沢労働基準監督署

主な変更内容は・・・

(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です。)

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

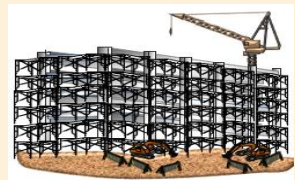
また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ **1年間の時間外労働は720時間以内**
- ・ **1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
 - ・ 2～6か月平均80時間以内
- } この2つの規制は令和6年4月1日以降も**適用されません**。



令和5年4月1日から

中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(令和5年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

⊘ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(※ 下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)

ぜひ、発注者のご担当者や現場代理人など関係者の皆さんと一緒に確認ください。

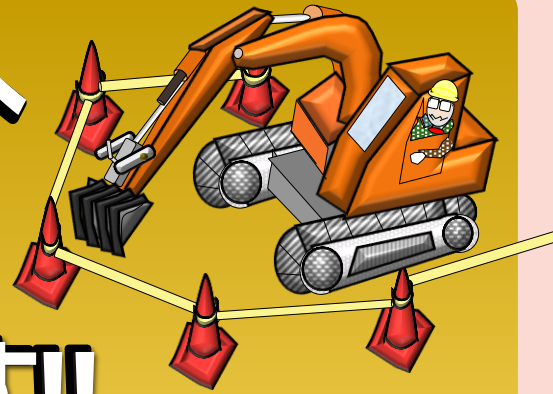
第13次埼玉労働局労働災害防止計画（2018年度～2022年度）推進中



「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

工事発注者の皆様へ

建設会社の 「働き方」が変わります!!



令和6年4月1日から建設会社にも
時間外労働の上限規制が適用されます

★今後このような取組が進んでいくものと考えられます。

- ・ 所定労働時間の枠組みの見直し
- ・ 週休2日制の推進
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 適正な工期の設定
- ・ 人材確保と育成 など



主な変更内容は・・・

(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です。)

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

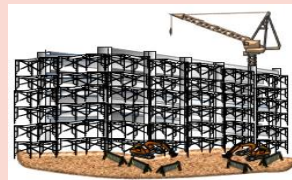
また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ **1年間の時間外労働は720時間以内**
- ・ **1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
 - ・ 2～6か月平均80時間以内
- } この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。



令和5年4月1日から

中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(令和5年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

⊘ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(※ 下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)

工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

第13次埼玉労働局労働災害防止計画（2018年度～2022年度）推進中



「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

所沢労働基準監督署からのお知らせです。

建設業向け説明会

時間外労働の上限規制が、間もなく建設事業にも適用されます。早めの対策が重要です。

お申し込みは、裏面をご覧ください。

午前の部

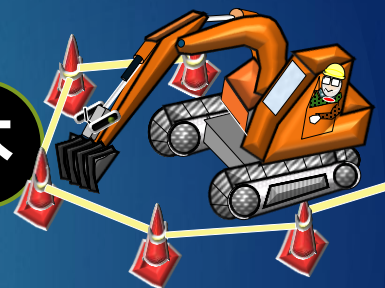
10/13 木

10時～11時30分

午後の部

10/13 木

15時～16時30分



午前の部

11/25 金

10時～11時30分

午後の部

11/25 金

15時～16時30分



会場：所沢労働基準監督署（3階会議室A）
各回定員8名 参加費は無料です。

労働時間削減 所定労働時間の見直し 災害防止

賃金引上げ 有給休暇 助成金
人材確保と育成 週休2日制の推進 適正な工期の設定
残業代



建設用機械 下請けたたき

働き方改革に取り組む事業主の皆様を個別に訪問して支援します！

所沢労働基準監督署では、相談・支援担当の職員が個別に訪問し、労働基準法の基礎知識や改正労働基準法の内容などについてご説明しています。

また、労務管理全般についてのご相談にも対応しています。

うちの会社の労働時間制度、このままでいいのかな…？

36協定ってどうやって作るの？

有給休暇の制度が変わったと聞いたけど？

残業の削減に取り組みたいけど、利用できる助成金はあるの？

- 費用はかかりません
- ご準備いただく資料はありません
- 監督指導ではありませんので、お気軽にご利用いただけます

訪問支援をご希望される方は、裏面の連絡票にご記入の上、郵送又はFAXでご連絡ください。折り返しご連絡します。

お申込・お問い合わせ

所沢労働基準監督署 労働時間相談・支援班

電話：04-2995-2555 FAX：04-2995-2571

連絡票

所沢労働基準監督署
労働時間相談・支援班あて

(FAX : 04-2995-2571)

事業場名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
希望日	第1希望 月 日 時頃
	第2希望 月 日 時頃
	第3希望 月 日 時頃